

別紙

「第104回北海道国土利用計画審議会（書面開催）委員からの再質疑等への回答について」

整理 番号	変更案件名	関 係 市町村名	委 員 名	質 疑 等	回 答
その他			永野委員	<p>2021年8月18日付十勝毎日新聞記事「太陽光敷地から雨水流入十勝川温泉の傾斜地 隣接の畑に被害」にあるように、太陽光発電設備設置、特に傾斜地への設置に際しては周辺施設・設備等への影響を十分に勘案する必要があると考えるので、地域変更の際にはそのあたりを注意して貰いたい。</p>	<p>当該記事における太陽光発電設備のある土地は、既に森林ではなかったため林地開発許可の対象となっておらず、面積が規定未満であることから、審議会での地域変更案件にも該当しません。</p> <p>なお、国では、全国的に大規模な太陽光発電事業の実施に伴って、土砂流出や景観への影響などが生じている事例があることから、環境影響評価法施行令を改正（2020年4月施行）し、太陽光発電事業を環境影響評価の対象として追加しており、道においても、一定規模以上の太陽光発電事業を環境影響評価の対象とするよう北海道環境影響評価条例施行規則を改正（2021年4月施行）しています。</p> <p>さらに、国の「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（2021年4月改訂）において、環境アセスメントの必要がない規模の発電設備においても、「自治体と相談の上、事業の概要や環境・景観への影響等について、地域住民への説明会を開催するなど、事業への理解を得られるよう努める」ことを事業者に求めています。</p> <p>また、開発行為に伴う案件については、案件に応じて、所管する法規・部署により許可がなされ、その審査の中で施工が適切になされるかについて確認を行っています。太陽光発電に係る森林地域案件のような林地開発許可を伴う場合においては、許可要件の中で土砂災害や水害の防止を図ることのほか、周辺の環境や景観への配慮も確認することになっており、今回ご審議をいただいている森林地域案件においても、令和2年12月開催の北海道森林審議会において、こうした林地開発許可の手続を経ている旨説明し承されており、その上で、当審議会の案件となっています。</p> <p>当審議会の案件については、今後もこうした手続きを適正に経ていることを確認してまいります。</p>